

働きかけ文における「勧め」

齋 美智子

1. はじめに

働きかけ文とは、話し手が、聞き手にある行為を実現するよう要求する文である。働きかけ文は、従来「命令」「依頼」「勧誘」を表す文に下位分類されてきた。それぞれ以下のような文である。^(註1)

- (1) はやくたべろ。 〈命令〉
 (2) ボールをとってくれ。 〈依頼〉
 (3) 一郎君、いっしょにべんとうをたべよう。 〈勧誘〉

しかし、働きかけ文には、この三分類におさまらない形式群が存在する。下の例は、聞き手にある行為の実現を働きかけているが、「命令」「依頼」「勧誘」のいずれにもあてはまらない。

- (4) 花子ちゃん、早く帰った方がいい。
 (5) 太郎君、もうお家に帰たら。

これらの表現形式は、「勧め」というモーダルな意味を表していると考えられる。「勧め」とは聞き手のための行為要求であり、大石(1987)・柏崎(1993)等に指摘がある。^(註2)しかし「勧め」は、「依頼」「命令」等に比べて記述されることが少なく、これを表す形式さえも未整理であるようだ。そこで本稿では、働きかけ文の下位の種類として「勧め」を表す文を設け、その内部および周辺を概観することによって、「勧め」の諸特徴を明らかにしたいと思う。

2. 「勧め」を表す形式

「勧め」を表す述語形式として、次のようなものを考える。^(註3)

シタ方ガイイ・スル方ガイイ・スルトイイ・シタライイ・スレバイイ・スルガイイ・スルベキダなど

上の形式をまとめて「当為判断形式」とよぶことにする。当為判断とは、事態が実現することについて話し手が積極的に期待し評価するものである。これらの形式を述部に持つ文は、もともと話し手の判断を述べ立てる文であるが、一定の条件を満たすと働きかけ文へ移行し「勧め」を表す場合がある。その移行の条件については後述する。また次の形式群も「勧め」を表す。

シタラドウカ・シテハドウカ・シタラ・スレバ

これらをまとめて「提案形式」とよぶことにする。シタラドウカ・シテハドウカは、形の上では問いかけ文であり、シタラ・スレバは不完全な形の文である。しかし、これらも一定の条件を満たすと働きかけ文と同等の力を持つ。^(註4)

ところで、動詞の命令形(依頼の形式も含む)や動詞の否定疑問形を述部に持つ文も「勧め」を表すことがある。次のようなものである。

- (6) ぜび、遊びにいらっしやい。 動詞の命令形
 (7) お前、疲れてるだろ。休めよ。 動詞の命令形
 (8) どうぞお座り下さい。 動詞の命令形(依頼の形式)
 (9) うちに遊びに来ませんか。 動詞の否定疑問形

これは場面・文脈に依存する語用論的な意味と考え、当為判断形式・提案形式による「勧め」とは、区別する必要がある。

3. 先行研究における「勧め」の扱い

「勧め」に関する先行研究は大きく二つに分けることができる。一つは、本稿で当為判断形式・提案形式とよぶものについての研究である。今井（1990）はシタ方ガイイ・スル方ガイイについて、高梨（1995）はスルトイイ・シタライイ・スレバイイについて分析を行っている。また、シタラ・スレバに関しては白川（1995）の分析がある。この他、仁田（1991）は働きかけ文へ移行する当為判断形式・提案形式を網羅的に紹介している。しかしこれらの研究では、とりあげた形式の持つ意味を記述する上で「勧め」（今井氏の場合、「うながし」）に言及しているにとどまり、「勧め」自体の意味特徴や他の働きかけ文との関係を考察したものはないようである。

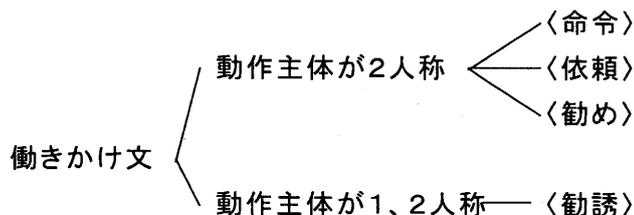
もう一つの「勧め」に関する研究は、依頼の形式で表される「勧め」についてのものである。「～てください」「お～ください」「～てくれませんか」などの依頼の形式が、依頼以外にさまざまな意味を持つことは、Ohso（1983）をはじめ多くの研究で指摘されてきた。その依頼形式の持つ意味の一つとして、大石（1987）・柏崎（1993）が「勧め」を指摘している。ただしこれらの研究においては、依頼表現による「勧め」と、依頼表現以外で表される「勧め」との関係について考察したものがない。

このように先行研究には、「勧め」を表す形式という観点から全体を見渡したものがないように思われる。当為判断形式・提案形式で表される「勧め」について述べている研究では、依頼形式で表される「勧め」に無関心であったし、逆もまた同様である。そのため「勧め」の表す概念や形式は長い間混乱してきた。そこで本稿では、この二つの「勧め」の特徴や相違点、関係を考察したいと思う。

4. 「勧め」の定義

本稿では、働きかけ文を以下のように分類する。

[図1]



働きかけ文は、動作主体が2人称（聞き手のみ）であるものと、動作主体が1、2人称（話し手も含む）であるものとに分かれる。前者はさらに形態と意味の結びつきにより〈命令〉〈依頼〉〈勧め〉に分類できる。後者は「一緒に山に行こう／行かないか」のような〈勧誘〉である。なお〈命令〉〈依頼〉のようにくゝで囲む時は、形式と意味が結びついた働きかけ文の下位の種類を表すこととする。また命令形式・依頼形式のように「～形式」とよぶ時は、その意味を表す中心的な述語形式を表し、意味のみを表す時には「命令」「依頼」のように「」を用いることとする。

「命令」「依頼」「勧め」の定義はまだ定まったものがない。大きく分けて、丁寧さ又は強制力という一要素によって特徴づける考えと、受益者と強制力の二要素によって特徴づける考え^(註5)がある。本稿では後者の考えを採用する。前者の考えでは「依頼」と「勧め」の違いがはっきりしないためである。「依頼」と「勧め」のどちらが強制的と感じるかは、個人の語感や文脈、またそれを表す個別形式によるところが大きいであろう。

「命令」「依頼」「勧め」をそれぞれ次のように定義する。

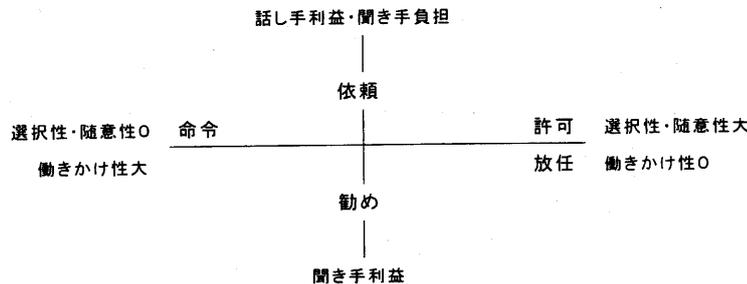
「命令」：動作主体が2人称の働きかけのうち、聞き手が行為をするかしないか選択する自由がないもの（受益者に関しては無標）

「依頼」：動作主体が2人称の働きかけのうち、聞き手が行為をするかしないか選択する自由があり、その行為によって話し手が利益（聞き手は負担）を受けるという意識を持つもの

「勧め」：動作主体が2人称の働きかけのうち、聞き手が行為をするかしないか選択する自由があり、その行為によって聞き手が利益を受けるという意識を持つもの

それぞれの関係を図示すると次のようである。下図は柏崎(1993)を参考に、「勧め」の位置を変更し「許可・放任」を加えたものである。^(注6)

[図2]



(柏崎 1993 を参考に、勧めの位置を変更し、許可・放任を加えたもの)

なお上の図の「許可・放任」には、シテイイ・シテモイという述語形式を考える。これらは働きかけ文に含まれないが、聞き手の行為実現に対する話し手の態度という点で、働きかけ文と連続していくものである。多くの働きかけ文が、文脈により「許可・放任」へとずれ込んでいくことから、この連続性がうかがえる。

(10) 「帰りたいんですけど…」

「ああ、帰りなさい・どうぞお帰り下さい・帰ったらいい」(許可)

(11) 「勝手にしろ・勝手にしてください・勝手にすればいい」(放任)

5. 「助言型勧め」と「申し出型勧め」

上に見てきたように、「勧め」を表す形式は大きく二つに分けることができる。一つは、当為判断形式・提案形式で表されるもの、もう一つは依頼形式で表されるものである。下に少し用例を見てみる。

(12) 「あんたそんな虫の中に坐ってないで電灯を消すといいわ」

(雪国) 当為判断形式

(13) 「シャワーでもあびたら。頭がすっきりするかもしれないわよ」

「そうするか」

(おのぞみの結末) 提案形式

(14) 「やあ、どうもお呼び立てしてすみません。さあ、どうぞ、そこへお掛けになって」

(華やかな野獣) 依頼形式

この二つの「勧め」は、聞き手利益の働きかけという点では同じだが、異なる意味特徴を持ち、ほぼ相補的に使われていると思われる。(12)(13)は依頼形式で勧めることができない。もし依頼形式を用いれば、「勧め」ではなく「依頼」を表す文になる。一方(14)のような場面では基本的に当為判断形式・提案形式は現れない。

本稿では二つの「勧め」の違いを次のように考える。「勧め」を表す当為判断形式・提案形式と依頼形式とは、ごく大まかに言えば、場面によって使い分けられている。提供・招待などの饗応場面では依頼形式が用いられ、助言を行う場面では当為判断形式・提案形式が用いられる。

しかし同じような場面で、二つの「勧め」が現れることがある。この境界線上では、勧める行為の決定権が、話し手と聞き手のどちらに属すると認識するかにより、両者が使い分けられていると思われる。

例えば、話し手の所有物を使うよう勧める場合、聞き手の行為の決定権は話し手の側にあると考えられる。そのことを話し手が認識している場合は、依頼形式が用いられる。もし、話し手の所有物を勧める時に当為判断形式・提案形式を用いれば、依頼形式による「勧め」とは異なる意味を持つことになる。

(15) 座った方がいいよ

(16) どうぞお座り下さい

(15)の現れる場面を考えると、例えば、聞き手の顔色が悪くふらふらしている様子などが思いうかぶ。この場合話し手は、その椅子が自分に属するものとは認識していないだろう。

当為判断形式・提案形式による「勧め」と依頼形式による「勧め」を、意味特徴からそれぞれ「助言型勧め」と「申し出型勧め」と名づけ、次のように定義する。

「助言型勧め」：聞き手にとって望ましいと話し手が判断した行為を働きかけるもの。利益は勧め手が与えるのではなく、当該行為の遂行によって得られる。

「申し出型勧め」：聞き手にとって望ましいとされる行為の決定権が話し手に属する時、話し手の好意から、その行為をするよう聞き手に働きかけるもの。話し手の好意の提供を伴い、それが聞き手にとっての利益となる。

以下の節で、それぞれの「勧め」について、用例に基づいて考察を行う。

6. 「助言型勧め」について

まず「助言型勧め」を表す形式について考察する。紙幅の都合上、シタ方ガイイ・スルトイイ・シタライイ・スレバイイ・シタラドウカ・シタラ・スレバの7形式を取り上げる。この7形式は、用例収集の際、出現数が多かったものである。

当為判断形式を述部を持つ文は、もともと話し手の判断を述べ立てる文であるが、一定の条件を満たすと働きかけ文へ移行することが知られている。次のような例がある。

(17) 数メートル先のところで、フィンをつけた足で立ち泳ぎをしている洋介が「父さん、マスクつけた方がいいよ」と叫んだ。 (遠い海から来た Coo)

(18) [ニュージーランド旅行について]

「どうだった？」

「よかったよ。景色が抜群だ。一度行って来たらいい。」

(夏の別れ)

上の例はそれぞれ、単に話し手の判断を述べ立てているだけでなく、聞き手に対する働きかけ性を持っていると思われる。また次のように提案形式を述語を持つ文も、一定の条件を満たすと働きかけ性を持つ。

(19) 「仕事を、少し控えた方がいいですな。緊張、ストレスが一番いけません」

「しかし、そういうわけにもいきません」

「休ませてもらうか、配置換えをしてもらったらどうです？」

(多摩湖畔殺人事件)

(20) 「お母ちゃん、もう寝ればア」

「ええ、もうすぐ寝ます」

(いとしい恋人たち)

(21) 「ねえ、ヘア・ピースや眼鏡を取ったら？ うっとうしいでしょう」

(ひとり旅の災難)

当為判断形式・提案形式が働きかけ文へ移行する条件を次のように考える。これは今井 (1990) を基に、いくつかの項目を加えたものである。^(注7)

【1】 命題部の動作主体が2人称である。

【2】 命題部の動詞が意志的な動詞である。

【3】 やりもらいの補助動詞「くれる」を含まない。

【4】 主題を持たない。(以下の条件は当為判断形式のみ)

【5】 話し手の価値判断の部分イイが非過去である。

【6】 文末が言い切る形である。つまり、評価部イイの後に、ノダ・ダロウ・カモシレナイなど、話し手の判断や推量を表すものが接続しない。ただし、シタ方ガイイについてはイインジャナイカのように持ちかける形も移行する。

【7】 比較・倒置等によって、評価部イイの意味が強調されない。

以上の条件を満たすと、当為判断形式・提案形式は働きかけ性を持ち「勧め」を表す。しかし条件を満たしていても、更に文脈により「許可・放任」を表すことがある。これは働きかけ文全体に共通する性格と考える。

【1】について

動作主体の人称は、聞き手である2人称である。2人称以外の動作主体を持つ場合、当為判断形式を述部を持つ文は、判断を述べ立てる文にとどまる。次は1人称主体の例である。

(22) 「夏だって、水着で乗ってきたりする女がいたりしてね。塩で、シートがべたついちまうよ。俺は、この街の人間相手に、のんびり商売してた方がいいね」 (秋霜)

提案形式は、2人称主体の例がほとんどである。2人称以外の例は、単なる仮定条件の言いさしであり、希求

を表す文となる。

(23) 「お金があったら…」

動作主体は、命令法と同じように格表示のない呼びかけで表されるか、または表されないかである。あえて表示すれば「取りたて」あるいは「対比」のような特別な意味が付加される。また、主題としての「ハ」を伴う当為判断形式は、「主題—解説」構造を持ち、判断を述べ立てる文の構造を持つ。例えば、

(24) あなたは、帰った方がいい

のような例は、他の人ではなくて「あなた」に帰ることを勧める働きかけ文と、「あなた=帰った方がいい」という判断文の二つの解釈が可能である。

【2】について

命題部が意志的な動詞でない場合は、聞き手がその動作を意識的に行えないので、働きかけ文にならない。

(25) 「記憶喪失の少女に」

「元気でね。一早く、何もかも思い出せるといいわね」 (追憶時代)

(26) 「先生は有名人なんだなあ……再認識しましたよ」

「そう、分かればよろしい」 (熊野古道殺人事件)

【3】について

やりもらいの補助動詞「くれる」を含む当為判断形式・提案形式も、働きかけ文へは移行しない。「くれる」を含むと、話し手利益という特徴を持ち、聞き手利益の「勧め」にはならないためであろう。

(27) 「花岡さん、奥さんはあるの」

「もちろんいるさ」

「そう、我侬は言わないわ。都合のよいとき電話をかけてくださればいいわ」 (にせドンファン)

【4】について (以下の条件は当為判断形式のみ)

【1】でも述べたが、当為判断形式は主題の「ハ」を伴うと、判断を述べ立てる文の構造を持つことになる。

(28) 「自分の部屋に初めて招待する男は、吟味した方がいい。本当にきみにとって、大切な男にした方がいいよ」 (枯葉よ)

主題の「ハ」を伴うものは、一般性が強い例が多い。このような述べ立てる文の例も、文脈により「勧め」を表すことがある。これは、一般論を述べることによって婉曲に勧めるという語用論的なものであろう。

【5】について

シタ方ガヨカッタのように評価部が過去形であると、多くの場合「反実」の意味になる。評価の対象は過去の動作、あるいは状態であり、働きかけ文には移行しない。

(29) 「俺はお母さんを亡くすよりは、お前たち二人を死なせた方がずっとよかった」

(ノルウェイの森)

【6】について

基本的に、シタ方ガイイ・スルトイイデス・シタラヨロシイのように評価部が言い切る形のもの、あるいはこれらに終助詞ヨ・ゾ・ワ・ネ・ナ等が接続した形のみが、働きかけ文へ移行する。これらを「言い切り」の形とよぶ。次の例のように、推量を表すヨウダ・ラシイ・カモシレナイや、判断を表すノダ・ト思フなどが後接する場合は、個人の判断を述べ立てる文にとどまる。

(30) 「君もカッとなるたちなんだなあ。少し健康すぎるんじゃないか。一度病気になってこういう療養所へでもはいるといいかも知れないよ」 (カレーライスの唄)

ただし、シタ方ガイイの場合、シタ方ガイインジャンイカ?のように持ちかける形も働きかけ文へ移行すると考える。持ちかける形ものは形の上では判断の問いかけであるが、次の例のように相手の同意、およびそれに続く動作の実現を要求している。これも働きかけ性を有すると言えるだろう。

(31) 「なんだか熱っぽそうね。帰ってお休みにになったほうがいいんじゃないの」

(あの男この病気)

【7】について

次のように、二つの行為・状態を比較している当為判断形式は、判断を述べ立てる文にとどまる。比較性を持つことにより、「イイ」の部分に評価性が強くなるためである。

(32) 「結婚が決まった男性が、他の女性を誘っている」

「彼女とは見合いなんです。半年前に見合いして、親からも強くすすめられていたので……」

「わたしと逢って時間をつぶすより、その方と食事をなさったほうがいいわ」 (メトレス)

「わたしと逢って時間をつぶす」コトと「その方と食事をする」コトを比較して、後者の方がより「イイ」と評価判断している。同様に「シタ方ガ」と「イイ」の間に読点が入るもの、「イイ。シタ方ガ」のように倒置になるもの、「シタ方ガずっとイイ」のように副詞が挿入されるものも判断を述べ立てる文にとどまる。複合述語形式としてのまとまりが弱くなり、「イイ」の評価性が強くなると考えられるためである。話し手の評価判断であるという面が強くなると、働きかけ性は相対的に弱まる。

上の【1】～【7】の条件を満たしたとき、当為判断形式・提案形式の文は、働きかけ文へ移行する。そして、この移行した働きかけ文は、「命令」とも「依頼」とも異なる意味である、「勧め」を表す。本稿では、この当為判断形式・提案形式による働きかけ文を、働きかけ文の下位の種類〈勧め〉として認めることを提案する。

7. 「申し出型勧め」について

「申し出型勧め」については次のような例があげられる。

(33) 「どうぞおあがりください。汚い家ですけど」

「失礼します」 (水中花)

(34) 「なにか、おわかりにならないことがありましたら、遠慮なく御相談下さい。これでも、花の栽培をかれこれ十年はやってきましたから、なにかの御参考にはなるでしょう」 (新能)

(35) 「この度は勝手におしかけてきて、お世話になります」

「こんな田舎でなにもありませんが、どうぞゆっくりして行って下さい」 (メトレス)

「申し出型勧め」は特定場面に依存した意味であり、形態や構文的条件だけでは「勧め」を表すことができない。話し手の所有物である椅子を勧める、話し手の提供した食べ物を勧める、話し手の部屋に入るよう勧めるなどの場面で多く現れ、話し手による利益の提供を伴う。これらの場面では、当該行為の決定権が話し手にある。それを、依頼形式で勧めることにより、聞き手の行為実現が、あたかも話し手の利益のように表現される。「申し出型勧め」は依頼形式の他、命令形式・動詞の否定疑問形によっても表される。(36)は命令形式、(37)は動詞の否定疑問形の例である。

(36) 「今夜は下の川原で記念の花火大会があるそうですよ。もしよかったらうちへ見にいらっしやい。この座敷は特等席ですよ」 (新釈遠野物語)

(37) 「よかったら、あたしの部屋に泊らない？」 (ひとり旅の災難)

「申し出型勧め」は次のような語用論的条件を必要とする。

- ①話し手は聞き手に利益を提供できる立場にある
- ②話し手は、聞き手の行為の決定権が自分にあると認識している
- ③話し手は、その行為が聞き手にとって望ましいことであると考えている
- ④話し手は好意を提供するという意図を持って働きかけている

もし、話し手の好意を伴わなければ許可や命令になることから、話し手の心的態度に左右される意味であることがわかる。「申し出型勧め」の用例は、命令形式や直接的な依頼形式が多かった。話し手が利益を提供する働きかけ文では、聞き手に選択性を与えないことが丁寧であるためと思われる。^(注8)

8. まとめ

「勧め」は当為判断形式・提案形式を中心形式とする「助言型勧め」と、依頼形式を中心形式とする「申し出型勧め」とに分かれる。前者は主に文法的な条件に依存する「勧め」であり、後者は大きく場面に依存する「勧め」である。二つは異なる役割を持ち、ほぼ相補的に使われている。この使い分けはポライトネスを反映したものであると思われる。「助言型勧め」が、間接的な働きかけ文である当為判断形式・提案形式を中心形式とするのは、本質的に助言が聞き手の面子を脅かす行為であるためであろう。逆に「申し出型勧め」は聞き手に選択性を与えない方が丁寧であるため、強制力の強い動詞の命令形が用いられることが多い。

先行研究においては、この二つのレベルの異なる「勧め」が混同されたり、一方についてのみ記述されること

が多かった。このために多くの混乱を招いてきた。例えば、「命令」「依頼」に対する「勧め」の位置が定まらず、「命令」に近接するものとも、「依頼」より強制力の弱いものともされてきた。本稿では、「勧め」が受益者が聞き手であるという特徴によって、他と区別されるべきものであり、強制力の強いものから弱いものまで、さまざまな個別形式が存在することを主張する。

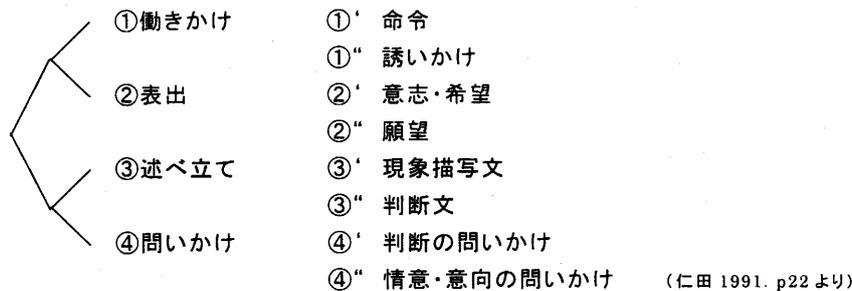
また先行研究では、働きかけ文の下位分類として、〈命令〉〈依頼〉〈勧誘〉のみが取り出され、「勧め」は〈命令〉〈依頼〉から派生した意味であるかのように扱われることも多かった。本稿では、文法的な条件により「勧め」を表す当為判断形式・提案形式を、働きかけ文の下位の種類として認めることを提案する。

以上、概観的ではあるが「勧め」の形式や位置、あり方について考察してきた。「勧め」を表す個別形式は多く、その一つ一つについて詳しい記述ができなかったが、この点については今後の課題としたい。

注

- (1) 用例については、各用例末の（ ）内に作品名を載せ、論文末に出典一覧を載せる。出典を明示していないものは作例である。
- (2) 大石（1987）は、依頼の意味の薄い「お～ください」を「勧め」と名づけ、「指図（命令）・依頼・勧めを一括して要求表現に属すると見ることができる」と述べている。柏崎（1993）は、行為指示型表現を、受益者と行為の随意性という二つの尺度により、依頼・勧め・命令・懇願・激励の五機能に整理した。
- (3) 「シタ方ガイイ」のようにカタカナ表記する場合は、その述語形式を代表するものとし、「した方がいいのだ」「した方がいいだろう」等を含むこととする。また本稿では、原則として平叙文の述部に、この形式がくるもののみを扱う。
- (4) 働きかけ文・問いかけ文といった位置づけについては、今回検討する余裕がなかったので、仮に以下の仁田（1991）のモダリティの分類を使わせていただいた。

【図3】



- (5) 阪田（1983）・仁田（1991）・坂口（1996）は、「命令」「依頼」「勧め」を丁寧さ、または強制力という1つの観点から特徴づけている。一方、Ohso（1983）・姫野（1991）・柏崎（1993）は、受益者・強制力の2つの観点から特徴づけている。
- (6) 柏崎（1993）の図では、「勧め」は「依頼」よりも選択性が大きいとされていた。しかし本文で述べたように、「依頼」と「勧め」のどちらが選択性が大きいかは、個人の語感や文脈、またそれを表す個別形式による。
- (7) 今井氏は、シタ方ガイイがある統語条件を満たした時くうながし（聞き手に対して、聞き手がある動作をすることを促す）を表すと述べている。本稿では今井氏の条件に【3】【7】の項目を加えた。
- (8) 臨時的な「勧め」がすべて「申し出型勧め」になるわけではない。用例(8)のように、命令形式は文脈に依存して「助言型勧め」を表すことがある。また、当為判断形式・提案形式のうち動作主体が2人称のものは、文末の形態的条件を満たさなくても臨時的に「勧め」を表すことがある。

参考文献

- Ohso, Mieko (1983) "Invitation, Polite Order, Personal Request and Begging" Papers in Japanese Linguistics 9 くろしお出版
 柏崎雅世 (1993) 『日本語における行為指示型表現の機能—「お～/～てください」「～てくれ」「～て」およびその疑問・否定疑問形について—』 くろしお出版
 鈴木重幸 (1972) 『日本語文法・形態論』 むぎ書房

齋 働きかけ文における「勧め」

- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
G.N. Leech 著 池上嘉彦・河上誓作訳 (1987) 『語用論』 紀伊国屋書店
今井新悟 (1990) 「シタ方ガイイとスル方ガイイの意味・構文的な違い」 『東京外国語大学日本語学科年報』 12
大石初太郎 (1987) 「お手伝いください考」 『文教大学国文』 16号
窪田宣子 (1991) 「「勧める」の意味・用法について」 『大阪大学日本学報』 10
坂口和寛 (1996) 「副詞の語彙的な意味が統語的現象に与える影響—働きかけ文での共起関係を中心に—」 『日本語教育』 91
阪田雪子 (1987) 「依頼・要求・命令・禁止の表現」 『国文法講座 6—時代と文法—現代語』 明治書院
佐藤里美 (1992) 「依頼文—してくれ、してください—」 『ことばの科学 5』 むぎ書房
白川博之 (1995) 「タラ形・レバ形で言いさす文」 『広島大学日本語教育学科紀要』 5
高梨信乃 (1995) 「条件接続形式による評価的複合表現—スルトイイ・スレバイイ・シタライイ—」 『阪大日本語研究』 7
姫野伴子 (1991) 「依頼と勧誘 受益者表現の日英対照を中心に」 『世界の日本語教育』 1
山崎佳之 (1993) 「後件を伴わない「ば」構文の語用論的考察」 『AKP 紀要』 7

用例出典一覧

【文庫表題】 作者・編者名 (文庫初版年/発表又は単行本刊行年) 出版社 (収録作品)

- 【浮雲】 二葉亭四迷 (1941/明治20) 岩波文庫
【高野聖 眉かくしの霊】 泉鏡花 (昭和11初版) 岩波文庫 (「高野聖」明治33 「眉かくしの霊」大正13)
【牛肉と馬鈴薯】 国木田独步 (昭和14/明治38) 岩波文庫 (「牛肉と馬鈴薯」「正直者」「女難」「富岡先生」)
【坊ちゃん】 夏目漱石 (1929/明治39) 岩波文庫
【文鳥・夢十夜・永日小品】 夏目漱石 (昭和31) 角川文庫 (「京の着ける夕」明治40 「文鳥」明治41 「夢十夜」明治41 「永日小品」明治42 「倫敦消息(1)」 「倫敦消息(2)」明治34 「自転車日記」明治36)
【雁】 森鷗外 (昭和23/明治44~大正4)
【硝子戸の中】 夏目漱石 (昭和27/大正4) 新潮文庫
【城の崎にて】 志賀直哉 (昭和29初版) 角川文庫 (「母の死と新しい母」明治45 「清兵衛と瓢箪」大正1 「正義派」明治45 「小僧の神様」大正8 「城の崎にて」大正6 「好人物の夫婦」大正6 「雨蛙」大正12 「焚火」大正9 「真鶴」大正9 「山科の記憶」大正14 「痴情」大正15 「瑣事」大正14 「濠端の住まい」大正13 「転生」大正13 「プラトニック・ラヴ」大正15)
【蜘蛛の糸 杜子春】 芥川龍之介 (昭和43) 新潮文庫 (「蜘蛛の糸」大正7 「犬と笛」大正8 「蜜柑」大正8 「魔術」大正9 「杜子春」大正10 「アグニの神」大正10 「トロッコ」大正11 「仙人」大正12 「蟹合戦」大正12 「白」大正12)
【痴人の愛】 谷崎潤一郎 (昭和22/大正13~14) 新潮文庫
【人間椅子】 江戸川乱歩 (1987初版) 春陽堂 (「人間椅子」大正14 「お勢登場」大正15 「毒草」大正15 「双生児」大正13 「夢遊病者の死」大正14 「灰神楽」大正15 「木馬は回る」大正15 「指環」大正14 「幽霊」大正14 「人でなしの恋」)
【河童 他二篇】 芥川龍之介 (1969) 岩波文庫 (「河童」昭和2 「蟹気楼」昭和2 「三つの窓」昭和2)
【波】 山本有三 (昭和29/昭和3) 新潮文庫
【燃ゆる頬・聖家族】 堀辰雄 (昭和22初版) 新潮文庫 (「麦藁帽子」昭和7 「燃ゆる頬」昭和6 「聖家族」昭和5 「ルウベンスの偽画」昭和2 「恢復期」昭和6 「旅の絵」昭和8 「鳥料理」昭和8)
【憑かれた女】 横溝正史 (昭和52初版) 角川文庫 (「憑かれた女」昭和8 「首吊船」昭和11 「幽霊騎手」昭和8)
【若い人上下】 石坂洋次郎 (昭和22/昭和8~12) 新潮文庫
【愛と死】 武者小路実篤 (昭和47/昭和14) 講談社文庫
【幸福な家族】 武者小路実篤 (昭和31/昭和15) 新潮文庫
【幼年時代・晩夏】 堀辰雄 (昭和30初版) 新潮文庫 (「幼年時代」「三つの挿話」「花を持てる女」「晩夏」「朴の咲く頃」)
【典子の生きかた】 伊藤整 (昭和29/昭和15) 角川文庫
【菜穂子・楡の家】 堀辰雄 (昭和23初版) 新潮文庫 (「菜穂子」昭和16 「楡の家」昭和9~16 「ふるさとびと」昭和17)
【悪魔の家】 横溝正史 (昭和53初版) 角川文庫 (「広告面の女」昭和13 「悪魔の家」昭和13 「一週間」昭和13 「薔薇王」昭和14 「黒衣の人」昭和14 「嵐の道化師」昭和14 「湖畔」昭和15)
【グッド・バイ】 太宰治 (昭和47初版) 新潮文庫 (「薄明」昭和21 「苦悩の年鑑」昭和21 「十五年間」昭和21 「たずねびと」昭和21)

- 『男女同権』昭和21「冬の花火」昭和21「春の枯葉」昭和21「メリイクリスマス」昭和22「フォスフォレッセンス」昭和22「朝」昭和22「饗応婦人」昭和23「美男子と煙草」昭和23「眉山」昭和23「女類」昭和23「渡り鳥」昭和23「グッド・バイ」昭和26)
- 『雪国』川端康成(昭和22初版/発表)新潮文庫
- 『不連続殺人事件』坂口安吾(昭和49/昭和22~23)角川文庫
- 『人間失格』太宰治(昭和27/昭和23)新潮文庫
- 『千羽鶴』川端康成(昭和30/昭和24~26)新潮文庫
- 『八つ墓村』横溝正史(昭和46/昭和24~26)角川文庫
- 『虹いくたび』川端康成(昭和38/昭和25~26)新潮文庫
- 『英語屋さん』源氏鶏太(昭和58初版)集英社文庫(「随行さん」昭和25「威風堂堂」「目録さん」昭和25「一寸の虫」「英語屋さん」昭和25「台風さん」「もう手遅れ会」「鏡の中の顔」「流水」「料亭嵯峨」)
- 『幽霊座』横溝正史(昭和48初版)角川文庫(「幽霊座」昭和27「鴉」昭和26「トランプ台上の首」昭和32)
- 『草の花』福永武彦(昭和31/昭和29)新潮文庫
- 『夢みる少年の昼と夜』福永武彦(昭和47初版)新潮文庫(「夢みる少年の昼と夜」昭和29「秋の嘆き」昭和29「沼」昭和30「風景」昭和30「死神の馭者」昭和30「幻影」昭和31「一時間の航海」昭和31「鏡の中の少女」昭和31「鬼」昭和32「死後」昭和32「世界の終り」昭和34)
- 『いとしい恋人たち』佐多稲子(昭和34/昭和30~31)角川文庫
- 『鹿鳴館』三島由紀夫(昭和59)新潮文庫(「鹿鳴館」昭和32刊行「夜の向日葵」昭和28刊行「只ほど高いものはない」昭和28刊行「朝の躑躅」昭和37刊行)
- 『体の中を風が吹く』佐多稲子(昭和30/昭和31~32)角川文庫
- 『わが町の物語』源氏鶏太(昭和57/昭和31)集英社文庫
- 『華やかな野獣』横溝正史(昭和51/昭和31)角川文庫(「華やかな野獣」「暗闇の中の猫」「睡れる花嫁」)
- 『蒼い描点』松本清張(昭和47/昭和33)新潮文庫
- 『未亡記事』佐野洋(昭和52/昭和36)集英社文庫
- 『白と黒』横溝正史(昭和49/昭和35~36)角川文庫
- 『街の底で』吉行淳之介(昭和46/昭和35~36)角川文庫
- 『充たされた生活』石川達三(昭和55/昭和36)新潮文庫
- 『不安な演奏』松本清張(1976/昭和36)文春文庫
- 『古都』川端康成(昭和43/昭和36~37)新潮文庫
- 『宇宙のあいさつ』星新一(昭和52/昭和38)新潮文庫(「宇宙のあいさつ」「願望」「貴重な研究」「小さくて大きな自己」「危機」「ジャックと豆の木」「気まぐれな星」「対策」「宇宙の男たち」「悪人と善良な市民」「不景気」「リンゴ」「解決」「その夜」「初夢」「羽衣」「期待」「反応」「治療」「タイムボックス」「景品」「窓」「適当な方法」「運の悪い男」「贈り主」「タバコ」「初雪」「救助」「繁栄の花」「泉」「美の神」「ひとりじめ」「奇妙な社員」「砂漠の星で」「夜の流れ」)
- 『カレーライスの唄上下』阿川弘之(昭和57/昭和36)講談社文庫
- 『家庭の事情』源氏鶏太(昭和38初版)角川文庫
- 『砂の女』安部公房(昭和56/昭和37)新潮文庫
- 『結婚の条件』源氏鶏太(昭和56/昭和37~38)集英社文庫
- 『にせドンファン』吉行淳之介(昭和52/昭和38)角川文庫
- 『射程』井上靖(昭和38初版)新潮文庫
- 『密会の宿』佐野洋(1983/昭和39)徳間文庫(「ご内間に」「乱れた末に」「残念ながら」「お手をどうぞ」「知らぬが仏」「論より証拠」「虚栄の果て」)
- 『燭台』井上靖(1978/昭和39~40)文春文庫
- 『薪能』立原正秋(昭和45初版)角川文庫(「薪能」昭和39「四月の雨」昭和37「情炎」昭和40「焼けた樹のある風景」昭和40)
- 『春の雪 豊饒の海』三島由紀夫(昭和52/昭和44)新潮文庫
- 『高層の死角』森村誠一(昭和49/昭和44)講談社文庫
- 『一瞬の殺意』佐野洋(1984/昭和44)徳間文庫(「淫らな贈物」「風を待つ女」「切れた蔓」「奇妙な体験」「一瞬の殺意」「煙る肌」「淫らな鍵」「好色な上役」)
- 『針の誘い』土屋隆夫(昭和52/昭和45)角川文庫
- 『巨人の磯』松本清張(昭和52/昭和45~48)新潮文庫(「巨人の磯」「礼遇の資格」「内なる線影」「理外の理」「東経139度線」)

齋 働きかけ文における「勧め」

- 『梅雨と西洋風呂』松本清張（1979／昭和45）文春文庫
『リラ冷えの街』渡辺淳一（昭和53／昭和45～46）新潮文庫
『杏子・妻隠』古井由吉（昭和54／昭和46）新潮文庫
『蹄の殺意』佐野洋（昭和56／昭和47年）集英社文庫
『残りの雪』立原正秋（昭和55／昭和48～49）新潮文庫
『燃え盡きる』清水一行（1989／昭和47）徳間文庫
『パリ行最終便』渡辺淳一（昭和52年）新潮文庫（「背中の貌」昭和46「海霧の女」昭和47「あの人のおかげ」昭和47「パリ行最終便」昭和47「甘き眠りへの誘い」昭和47「ビデオテープを見るように」昭和48「胎児殺し」昭和48「桜いろの桜子」昭和48）
『モッキンポット師ふたたび』井上ひさし（1985初版）講談社文庫（「モッキンポット師ふたたび」昭和48「ドラ王女の失踪」昭和49「サンチャゴの騎士団長」昭和49「明治天皇と赤い靴」昭和49「モッキンポット師の性生活」昭和50）
『青の魔性』森村誠一（昭和52初版）新潮文庫（「サギ・カンパニー」昭和46「獣の償い」昭和47「褥の病巣」「枕に足音が聞える」「途中下車」「共犯の瞳」「青の魔性」「禁じられた墓標」「鉄筋の猿類」昭和49発表）
『鬼が哭く谷』西村寿行（昭和54初版）角川文庫（「呪い熊」昭和49「欲望の谷」昭和50「化身」昭和50「十四人の旅行者」昭和51「鬼が哭く谷」昭和52「執鬼」昭和52～53）
『ボンボンと悪夢』星新一（昭和49）新潮文庫（「椅子」「雪の夜」「処方」「凝視」「夜の道で」「夢の男」「利益」「不運」「症状」「顔のうへの軌道」「友を失った夜」「健康の販売員」「むだな時間」「乾燥時代」「囚人」「白昼の襲撃」「転機」「宇宙のネロ」「オアシス」「賢明な女性たち」「宇宙の指導員」「上流階級」「夜の侵入者」「鋭い目の男」「再確認」「目撃者」「報告」「循環気流」「専門家」「年間最悪の日」「模型と実物」「老後の仕事」「悪魔のささやき」「組織」「報酬」「すばらしい食事」）
『生けるパスカル』松本清張（昭和49）角川文庫（「生けるパスカル」「六畳の生涯」）
『二人の夫をもつ女』夏樹静子（昭和55／昭和48～51）講談社文庫（「あなたに似た子」「波の告発」「二人の夫をもつ女」「朝霧が死をつつむ」「ガラスの中の痴態」「朝は女の亡骸」「幻の罫」「夜明けまでの恐怖」）
『おのぞみの結末』星新一（昭和51／昭和50）新潮文庫（「一年間」「ひとつの目標」「あの男この病気」「侵入者との会話」「現実」「親しげな悪魔」「わが子のために」「ある占い」「おのぞみの結末」「空の死神」「要求」）
『四捨五入殺人事件』井上ひさし（昭和59／昭和50）新潮文庫
『マダム貞奴』杉本苑子（昭和55／昭和50）集英社文庫
『広き迷路』三浦綾子（昭和62／昭和50～52）新潮文庫
『休暇は終わった』田辺聖子（昭和57／昭和51）新潮文庫
『こんべいとう』阿川弘之（昭和52）集英社文庫
『病めるときも』三浦綾子（昭和53）朝日新聞社（「井戸」「足」「羽音」「奈落の声」「どす動き流れの中より」「病めるときも」）
『偽原始人』井上ひさし（昭和54／昭和51）新潮文庫
『新釈遠野物語』井上ひさし（昭和55／昭和51）新潮文庫
『全戸冷暖房バス死体つき』都筑道夫（昭和57／昭和51～52）集英社文庫（「冷蔵庫の死体」「ポケットの死体」「屑籠の死体」「エレベーターの死体」「飾り窓の死体」「電話ボックスの死体」「樹の上の死体」）
『悪しき星座』森村誠一（昭和55／昭和52）新潮文庫
『猫の目が変わるように』都筑道夫（昭和58／昭和52）集英社文庫（「海からきた女」「ブルーフィルム」「起された女」「同棲志願」「裸の裏切り」「孕みてえジェーン」「女の中を流れる川」「小鳥の騒ぐ日」「霜降橋界隈」「罪な指」）
『ゼロ計画を阻止せよ』西村京太郎（1983／昭和52）徳間文庫
『シナリオ人間の証明』原作森村誠一／脚本松山善三（昭和52初版）角川文庫
『白い巨塔 上』山崎豊子（昭和53初版）新潮文庫
『秘画殺人事件』石沢英太郎（1984／昭和54）徳間文庫
『月なきみそらの天坊一座』井上ひさし（昭和59／昭和52～56）新潮文庫
『水中花』五木寛之（昭和57／昭和54）新潮文庫
『異形の地図』阿刀田高（昭和59／昭和55～56）角川文庫（「菱形慕情」「火垂るの海」「檜原湖まで」「踊る指」「ゆらめく湖」「マンガロブ樹林」「雪惑い」「鈍色の雨」「午後の潮騒」「鳥瞰図」「分水嶺」「瑠璃色の底」）
『あ・うん』向田邦子（平成3）新潮文庫（昭和55発表「あ・うん」昭和56発表「続あ・うん」）
『ドント・ディスタープ』山口洋子（昭和62年初版）講談社文庫（「ドント・ディスタープ」昭和59「Mr サマータイム」昭和59「こいびと」昭和58「ふりむいた花嫁」昭和59「薄暮ゲーム」昭和59「メイクアップ」昭和59「いつ子」昭和60）
『阿修羅のごとく』向田邦子（昭和60／昭和56）新潮文庫

- 『ガラスの棺』山村美紗（昭和61／昭和57～58）講談社文庫
- 『恋物語』鎌田敏夫（昭和61／昭和59）角川文庫
- 『風の王国』五木寛之（昭和62年／昭和59）新潮文庫
- 『三毛猫ホームズのクリスマス』赤川次郎（昭和63／昭和59）角川文庫（「三毛猫ホームズの飛び石連休」「三毛猫ホームズの子守歌」「三毛猫ホームズの離婚相談」「三毛猫ホームズの通勤地獄」「三毛猫ホームズのクリスマス」）
- 『青が散る』宮本輝（1985／昭和53～57）文春文庫
- 『花嫁人形』佐々木丸美（1987／昭和54）講談社文庫
- 『複合殺人』大谷羊太郎（昭和61／昭和55）光文社
- 『麗しき白骨』渡辺淳一（昭和59／昭和56）集英社文庫
- 『水素製造法』かんべむさし（昭和56初版）徳間文庫（「手錠」「ピストル」「ナイフ」「薬物」「盗聴機」「棍棒」「コード・ブック」「鍵」「贖札」「ドス」「鑑定書」「弾丸」「モビール」「錆だらけ」「跳躍」「追悼インタビュー」「結婚ごっこ」「恋の往復便」「校長先生とキューピッド」「テレビの女神」「金太郎変化」「甘い宴会」「水素製造法」「貴様と俺とは」「何もしない会」「発散センター」「メニュー・サービス」「征伐バック」「百年の恋」「裏遊園地」「パジャマでお邪魔を」）
- 『自動車教習所殺人事件』中町信（1988／昭和55）徳間文庫
- 『鮮血の珊瑚礁』勝目梓（1993／昭和56）集英社文庫
- 『シナリオ スローなブギにしてくれ』片岡義雄原作／内田栄一脚本（昭和56初版）角川文庫
- 『萩原朔太郎の亡霊』内田康夫（1987／昭和57）徳間文庫
- 『家族の晩餐』阿久悠（昭和59／昭和57）講談社文庫
- 『遠野殺人事件』内田康夫（1995／昭和58）中公文庫
- 『あなたにここにいて欲しい』新井素子（1987／昭和59）講談社文庫
- 『猫目石上下』栗本薫（昭和62／昭和59）講談社文庫
- 『多摩湖畔殺人事件』内田康夫（昭和59初版）光文社文庫
- 『寝台特急「北陸」殺人事件』西村京太郎（昭和62／昭和59）講談社文庫
- 『寝台特急「日本海」殺人事件』西村京太郎（1988／昭和59）光文社文庫
- 『石塊の衝』西村寿行（昭和60／昭和58）双葉文庫
- 『ヘアデザイナー殺人事件』山村美紗（1987／昭和59）講談社文庫
- 『なぎさボーイ』氷室冴子（昭和59初版／発表）集英社文庫
- 『空き缶ユートピア』井上ひさし（昭和59初版）集英社文庫
- 『ミッドナイト物語』阿刀田高（1987／昭和59）文春文庫（「豆粒の秘密」「カタンカタン」「丑年生まれ」「骨のプラネタリウム」「人生の楽しみ」「密室の女」「目撃者」「古傷の女」「誘う町」）
- 『こわい伝言』佐野洋（1992初版／昭和59～平成2）光文社文庫（「防衛創」1984「さよならの意味」1985「禁煙の日」1986「一瞬の通過」1987「しかし、ふたたび……」1988「好きなように」1989「こわい伝言」1990）
- 『シナリオ メイン・テーマ』片岡義雄原作／森田芳光脚本（昭和59初版）角川文庫
- 『シナリオ 天国にいちばん近い島』森村桂原作／剣持亘脚本（昭和59初版）角川文庫
- 『シナリオ 愛情物語』赤川次郎原作／剣持亘脚本（昭和59初版）角川文庫
- 『シナリオ 早春物語』赤川次郎原作／那須真知子脚本（昭和60初版）角川文庫
- 『京都鞍馬殺人事件』山村美紗（1988／昭和60）文春文庫
- 『岳物語』椎名誠（1989／昭和60）集英社文庫
- 『この愛の物語』つかこうへい（昭和60）角川文庫
- 『「横山大観」殺人事件』内田康夫（1993／昭和60）徳間文庫
- 『恋わずらひ』村松友視（平成1／昭和61）新潮文庫（「ロマン丸見え」「トランジット」「小鳥のような女」「ダブル・クロス」「社長さん保存会」「血」「街は今夜も」「恋わずらひ」）
- 『美幌峠で逢った女』志賀貢（昭和61初版）角川文庫
- 『花園の迷宮』山崎洋子（1989／昭和61）講談社文庫
- 『香水と手袋』佐野洋（昭和61初版）文春文庫（「見慣れぬ庭木」「仮面の裏側」「別れの電話」「拾った札束」「試写会の券」「人生相談の殺人」「予定された殺人」「金魚鉢の女」「指のほくろ」「嫉妬深い妻」「不吉な年賀状」）
- 『追憶時代』赤川次郎（昭和63／昭和61）角川文庫
- 『輪舞』瀬戸内晴美（昭和61初版）講談社文庫
- 『夢見通りの人々』宮本輝（平成1／昭和61）新潮文庫

齋 働きかけ文における「勧め」

- 『軽井沢の霧の中で』内田康夫（平成7／昭和61）角川文庫（「アリスの騎士」「乗せなかった乗客」「見知らぬ鍵」「埋もれ火」）
- 『杜の都殺人事件』内田康夫（昭和63／昭和62）角川文庫
- 『寝台特急「紀伊」殺人行』西村京太郎（昭和62）廣済堂文庫
- 『秋霜』北方謙三（平成2／昭和62）角川文庫
- 『男女7人夏物語上下』鎌田敏夫（昭和63／昭和62）角川文庫
- 『花惑い』阿刀田高（平成3／昭和62）角川文庫（「冬の思い出」「家の木」「蒲田セレナーデ」「傷ぐすり」「知らない癖」「夏の別れ」「海の挽歌」「シェルティを見た日」「色彩反応」「花惑い」「名古屋まで」）
- 『哀愁時代』赤川次郎（昭和63／昭和62）角川文庫
- 『ノルウェイの森 上』村上春樹（1991初版／昭和62）講談社文庫
- 『アメリカ居すわり一人旅』群ようこ（平成3／昭和62）角川文庫
- 『ハンサムガールズ』森瑤子（1991／昭和63）集英社文庫
- 『TUGUMI』吉本ばなな（1992／昭和63）中公文庫
- 『猫窓』田中文雄（昭和63）集英社文庫
- 『世界の終りとハードボイルド・ワンダーランド 上』村上春樹（昭和63初版）新潮文庫
- 『恋しくて』鎌田敏夫（昭和63初版）角川文庫
- 『怪盗ルビイ』和田誠（昭和63）集英社
- 『さよなら海の女たち』椎名誠（1991／昭和63）集英社文庫（「グンジョー色の女」「伊勢海老騒動」「珊瑚礁の女」「七面鳥ホテル」「座間味にて」「貝の踊り」「秀さんの女房」「あつい冬」「秘密宅急便」「三分間だけのサヨウナラ」）
- 『村上龍料理小説集』村上龍（1991／昭和63）集英社文庫
- 『ガラスの遊園地』景山民夫（1991／昭和63）講談社文庫
- 『東京ナイトクラブ』景山民夫（平成4年／昭和63～平成1）角川文庫
- 『メトレス愛人』渡辺淳一（1994／昭和63～平成1）文春文庫
- 『京都島原殺人事件』山村美紗（1992／平成1）文春文庫
- 『他人同士』阿刀田高（平成5／平成1）新潮文庫（「粘土の女」「湖の底」「岬」「手袋とスカーフ」「からっぽ」「癖」「呪いを飼う男」「禁漁区」「地震学入門」「他人同士」）
- 『白い家の殺人』歌野晶午（1992／平成1）講談社文庫
- 『湖列車連続殺人』阿井渉介（1993／平成1）講談社文庫
- 『三毛猫ホームズの歌劇場』赤川次郎（平成2／平成1）角川文庫
- 『火焰樹』北方謙三（1992／平成1）講談社文庫
- 『気まぐれ令嬢移動探偵局』胡桃沢耕史（平成2初版）光文社文庫
- 『処女連盟 上』宮島健夫（平成2初版）徳間文庫
- 『どこまでも殺されて』連城三紀彦（1993／平成2）双葉文庫
- 『熊野古道殺人事件』内田康夫（1995／平成3）中公文庫
- 『出逢った頃の君でいて』内館牧子（1993／平成3）講談社文庫
- 『黒衣の女』折原一（1995／平成3）徳間文庫
- 『おいしい結婚』松本葉（平成3初版）集英社文庫
- 『ピタゴラスの時刻表』吉村達也（平成4初版／平成4）祥伝社ノン・ポシェット
- 『日蓮伝説殺人事件 上下』内田康夫（平成7／平成4）角川文庫
- 『九つの離婚』佐野洋（平成5初版）光文社文庫（「四人で二つ」「失敗した二人」「好きなように」「鮮やかな敵」「早い足音」「当然のこと」「台風のと」「鏡の争い」「試すなかれ」）
- 『ここに地終わり海始まる 上下』宮本輝（平成6初版）講談社文庫
- 『救急外来』江川晴（平成8初版）集英社文庫
- 『日本ベストミステリー選集24 破滅のプレリュード』日本推理作家協会編（平成9初版）光文社文庫（「兇悪のゴールド」生島治郎「殺人時効と来訪者」大谷羊太郎「木の上の眼鏡」日下圭介「ある放浪者の最期」小杉健治「ドアX」島田荘司「うそつき」都筑道夫「京都発、女難の相」中津文彦「評判悪いよ」眉村卓「勝ち逃げ」宮部みゆき「西郷暗殺」三好徹「余命の正義」森村誠一「あの道が黄金色に染まる頃」山崎洋子「夜泣き電話」山村正夫「破産者の鎖」和久峻三）
- 『ミステリー傑作選25 誰がための殺人』日本推理作家協会編（1993初版）講談社文庫（「聖い夜の中で」仁木悦子「死者の証明」深谷忠記「見えない復讐」三好徹「死者たちの完全アリバイ」大谷羊太郎「三分のドラマ」夏樹静子「しかし、ふたたび…」佐野洋「妻の女友達」小池真理子「ヘビースモーカーは早死にする」伊沢元彦「裏返しの殺人」海渡英祐「蜜と毒」日下

- 圭介「三階の魔女」山崎洋子「『正史』は知らない」井口泰子「盗作の裏側」高橋克彦)
- 『ミステリー傑作選31 死導者がいっぱい』日本推理作家協会編(1996初版)講談社文庫(「陰の歌麿」高橋克彦「姥捨ての街」小池真理子「重ねて二つ」法月綸太郎「他人の背広」乃南アサ「帰らざる旅」青山暎「密室の戦艦」佐野洋「八年目の毒」日下圭介「黒髪焦点」夏樹静子「人喰い鮫」伴野朗「スターション・バーラー」高村薫)
- 『日本ベストミステリー選集7 謀略ゼミナール』日本推理作家協会編(1990初版/1977単行本刊行)光文社文庫(「MF計画」鮎川哲也「掌上の黄金仮面」泡坂妻夫「王手二歩詰み」生島治郎「遅すぎた手紙」日下圭介「現場消失」清水一行「ひとり旅の災難」多岐川恭「人形の家」都筑道夫「山の手線の日の丸」戸板康二「となりの宇宙人」半村良「園遊会殺人事件」平岩弓枝「水底の祭り」皆川博子「風媒の死」森村誠一「不透明三角関係」結城昌治)
- 『日本ベストミステリー選集9 迷宮コンテスト』日本推理作家協会編(1990/1977単行本刊行)光文社文庫(「影の風神」赤江瀑「笑顔」海渡英祐「微の動機」笹沢左保「赤い蜘蛛」佐野洋「森鷗外の女」草野唯雄「思い出の壁」陳舜臣「風にヒラヒラ物語」土屋隆夫「ウィークエンド・シャッフル」筒井康隆「喰う衝立」戸川昌子「娼婦とルビー」南条範夫「夜の牙」西村京太郎「車の客」星新一「黒枠の写真」山村美紗)
- 『現代ホラー傑作選第5集 森の聲』内田康夫編(平成7初版)角川ホラー文庫(芥川龍之介「妖婆」石川淳「灰色のマント」泉鏡花「化鳥」折口信夫「神の嫁」川端康成「片腕」小泉八雲「青柳のはなし」佐藤春夫「海辺の望楼にて」太宰治「魚服記」中原中也「骨」夏目漱石「夢十夜」森鷗外「心中」)
- 『日本の短編小説[明治・大正]』小田切進編(昭和48)潮文庫(「あいびき」二葉亭四迷「舞姫」森鷗外「一口剣」幸田露伴「にごりえ」樋口一葉「高野聖」泉鏡花「旧主人」島崎藤村「恋を恋する人」国木田独步「夢十夜」夏目漱石「刺青」谷崎潤一郎「正義派」志賀直哉「大塩平八郎」森鷗外「初恋」武者小路実篤「身投げ救助業」菊池寛「赤西蠣太」志賀直哉「小さき者へ」有島武郎「西班牙犬の家」佐藤春夫「小さな王国」谷崎潤一郎「藪の中」芥川龍之介「雪解」永井荷風「伸び支度」島崎藤村「玄鶴山房」芥川龍之介「蠅」横光利一「檸檬」梶井基次郎「セメント樽の中の手紙」葉山嘉樹)
- 『日本の短編小説[昭和編上]』小田切進編(昭和48)潮文庫(「海を見に行く」石坂洋次郎「渦巻ける鳥の群」黒島伝治「キャラメル工場から」佐多稲子「死体紹介人」川端康成「機械」横光利一「風琴と魚の街」林芙美子「ゼロン」牧野信一「魚服記」太宰治「いのちの初夜」北条民雄「嗚呼いやなことだ」高見順「交通機関に就いての私見」石川達三「りつ女年譜」船橋聖一「曠野」堀辰雄「山月記」中島敦)
- 『日本の短編小説[昭和編中]』小田切進編(昭和48)潮文庫(「桜島」梅崎春生「盲中国兵」平林たい子「年年万歳」阿川弘之「桑名古庵」田中英光「厭がらせの年齢」丹羽文雄「ヴィヨンの妻」太宰治「桜の森の満開の下」坂口安吾「夏の花」原民喜「顔の中の赤い月」野間宏「虫のいろいろ」尾崎一雄「胡桃割り」永井龍男「琵琶湖疎水」田宮虎彦「遥拝隊長」井伏鱒二「生きる怖れ」伊藤整「ちっぽけなアバンチュール」島尾敏雄「闖入者」安部公房「美しき湖のほとり」武田泰淳)

A Study of *Susume* in *Hatarakikake-bun*

SAI Michiko

Hatarakikake-bun is one of the types of sentences which are classified by modal character. Its mood is that of making the addressee do something. *Susume* is a subordinate category of *hatarakikake-bun*. In distinction from the other sub-categories, the addressee receives benefit by doing the directed act in *susume* sentence.

The term *susume* has been used widely and defined loosely. Therefore the main purpose of this study is to clarify the character of *susume* in *hatarakikake-bun* through an overview of the forms of *susume*.

Susume can be classified into two types from the perspective of the relationship between meaning and form. One is 'advice-type *susume*', which takes such forms as [-tahoogaii] [-toii] [-taraii] and so on. The other is 'offer-type *susume*', which can be manifested as imperative, request ([te-kudasai] for instance), or negative interrogative verbal form (cf. [-masenka] [-naika]).

The meaning of the former depends upon morphological and syntactic condition and is used for giving advises. The meaning of the latter depends upon pragmatic condition and is used for making offers.

It plays a crucial role in determining the occurrence of 'advice-type *susume*' and 'offer-type *susume*' whether or not the speaker is aware that he is controllable on the addressee's act.